三　地域再生計画の区域の範囲　尾花沢市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び雇用創造先導的創業等奨励金（三の六）

○内閣府告示第三百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県鮑海郡遊佐町
二　地域再生計画の名称　遊佐の食素材ブラッシュアップによる雇用創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県鮑海郡遊佐町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐渡市
二　地域再生計画の名称　トキの島の人づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　佐渡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び松本市
二　地域再生計画の名称　魅力ある観光の振興と新たな産業の創造計画
三　地域再生計画の区域の範囲　松本市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県
二　地域再生計画の名称　「安全・安心ふじの国」を支える人材づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県及び滋賀県蒲生郡竜王町
二　地域再生計画の名称　産業集積推進計画～雇用と活力を創出する産業集積の実現～
三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県蒲生郡竜王町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（三の六）

○内閣府告示第三百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府与謝郡伊根町
二　地域再生計画の名称　伊根町「ひとが活き生き」生活環境再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府与謝郡伊根町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県
二　地域再生計画の名称　計算科学高度技術者の集積によるスーパーコンピューティング研究教育拠点の形成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊岡市
二　地域再生計画の名称　コウノトリも住めるまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　豊岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域バイオマス利活用交付金（三の六）

○内閣府告示第三百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県吉野郡十津川村
二　地域再生計画の名称　観光を基軸に交流・産業を創出する村づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡十津川村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造実現事業（三の六）及び地域雇用創造推進事業（三の六）